

2027年国際園芸博覧会 茨城県屋外展示施設 基本設計・実施設計等委託業務 仕様書

(適用)

第1条 本仕様書は、2027年国際園芸博覧会茨城県屋外展示施設基本設計・実施設計等委託業務契約書（以下「本契約」という。）に適用する。

2 本仕様書は、茨城県設計業務共通仕様書（以下、「共通仕様書」という。）を補完する。

(目的)

第2条 本業務は、2027年国際園芸博覧会において、2027年国際園芸博覧会茨城県実行委員会（以下、「実行委員会」という。）が実施する屋外展示施設の基本設計及び展示施設工事発注のために必要な仕様書、数量計算書、図面等を作成する実施設計を行うことを目的とする。

(業務範囲)

第3条 本業務の範囲は、別添図面のとおりとする。

(屋外展示施設基本コンセプト)

第4条 本業務における屋外展示施設は、「いばらきの奥深き庭を愉しむ」を基本コンセプトに、海外からの来場者（インバウンド）を主たる対象とし、来場者のみんなが驚くようなインパクトのある展示にするとともに、茨城の歴史・文化や季節ごとの魅力を体験できる内容を盛り込み、茨城県への観光誘客につながる展示を目指す。

(設計条件)

第5条 設計条件は、次のとおりとする。

(1)屋外展示施設の場所 神奈川県横浜市瀬谷地区 旧上瀬谷通信基地跡
(2027年国際園芸博覧会自治体出展エリア)

(2)屋外展示施設面積 400m²

(3)主な展示施設・設備の概要

施設名	導入機能等
四阿（シン・楽寿楼）	・偕楽園好文亭の楽寿楼をイメージした建築物とする。 ・屋根部分は、季節ごとの花で彩る屋上緑化（花屋根）を導入する。

入場門・退場門	屋外展示施設の世界観の入退場口としてふさわしい門とする。
サイン	花・植物の展示物以外に、デジタルサイネージや個別のサインを用い、来訪者の理解が深まるものとする。
装飾を入れ込んだ建材の利用	茨城の花々や植物、果実を由来とした建材を用いる。
休憩ベンチ	緑陰内での休憩用施設を設置する。
花壇・植栽	茨城の風景を表す草花の植栽等を導入する。

※ その他、屋外展示施設内での暑さ対策（緑陰、ミスト散布等）を検討すること。

（履行期間）

第6条 履行期間は、契約の翌日より令和8年10月30日までとする。

2 下記のとおり、履行期間内に部分納品を行うこととする。

①屋外展示施設基本設計（概略）：令和7年12月10日まで

②工事発注に必要な設計図書（実施設計）：令和8年8月末まで

（業務内容）

第7条 この業務における業務内容は、以下のとおりとする。

<基本設計>

- ・基本設計（建築、外構、植栽）
- ・植栽管理（メンテナンス）計画
- ・体験コンテンツ企画・監修（工事にかかるもの、ソフトコンテンツ等）
- ・施工～会期終了を見据えた調達先・施工方法の検討
- ・施工予算を踏まえたデザインの調整業務

<実施設計>

- ・建築 実施設計（電気設備・照明計画を含む）
- ・外構 実施設計（整地、園路、排水等）
- ・植栽 実施設計（植栽、上記演出に伴うもの、自動灌水計画、植栽管理計画等）

<映像コンテンツ等監修>

- ・別途発注する映像コンテンツ等業務の監修

（基本コンセプトおよびデザインコンセプトの統一を図ること）

<その他>

- ・国際園芸博覧会協会向け 提出書類作成及び協議（基本設計時1回、実施設計時1回）
- ・建築確認にあたる事前打ち合わせ・申請業務・許可の取得

(使用する規程等)

第8条 この業務に使用する規程等は、本仕様書のほか、次に掲げるものとする。

- (1) 本業務の委託契約書
- (2) 共通仕様書
- (3) 国際園芸博覧会設計配慮方針
- (4) 国際園芸博覧会アクセシビリティガイドライン
- (5) その他必要図書

(業務責任者)

第9条 受託者は、委託業務を効果的かつ円滑に行うため、適切な業務責任者を配置するとともに、必要に応じ、資格や専門性を有する適切な業務担当者を配置しなければならない。

(建築士の配置)

第10条 本業務は建築確認申請を要する建築物の実施設計であることから、受託者は建築士（一級又は二級）を配置しなければならない。

2 配置された建築士の氏名により、横浜市への建築確認申請を行うものとする。

(貸与又は支給する物品及び資料等)

第11条 実行委員会が貸与又は支給する物品及び資料等は、別紙1のとおりとする。

(打合せ協議)

第12条 本業務における打合せ協議は、第1回打合せ及び基本設計中間打合せ3回、実施設計中間打合せ2回、成果品納入時の計7回とする。

なお、このうち3回程度はweb会議とする。

2 打合せ事項は打合せ書にとりまとめ、その都度実行委員会担当者に提出するものとする。

(身分証明書の携帯等)

第13条 受託者は、現地踏査や作業の実施にあたり、国、公有又は私有の土地に立ち入る場合には、実行委員会が発行する身分証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(数量の集計)

第14条 実施設計の数量の算出結果は、所定の数量集計表様式(案)(以下「数量集計表」という。)に基づき取りまとめるものとする。

(参考)数量集計表様式(案)の入手方法

国土交通省国土技術政策総合研究所のホームページ「各種基準類の情報」よりダウンロード。

(納入する成果品等)

第15条 納入する成果品等は、以下のとおりとする。

- | | | |
|-------------------------|---|----|
| (1)委託業務成果報告書(紙媒体) | … | 1部 |
| (2)上記電子データ(CD-R又はDVD-R) | … | 2部 |
| (3)その他関係資料 | … | 1式 |

(成果品の手直し)

第16条 受託者は、業務完了後に受注者の過失、粗漏に起因する不良箇所が発見された場合には、訂正、補足その他の措置を行わなければならない。

(その他)

第17条 受託者は、実行委員会担当者と連絡を密にし、依頼があれば速やかに応じなければならない。また、当該業務の検討に関する会議への出席要請があれば、これに応じ、必要により随時、各種提案や助言を行わなければならない。

(疑義)

第18条 本契約および本仕様書に記載のない事項及び委託業務に関する疑義が生じた場合については、双方協議して定めるものとする。

貸与又は支給する物品及び資料等

1. 貸与資料

品名	数量	摘要

2. 支給物品

品名	数量	摘要

3. 支給資料

品名	数量	摘要
屋外展示エリア平面図	1式	CADデータ
国際園芸博覧会設計配慮方針	1式	電子データ
国際園芸博覧会アクセシビリティガイドライン	1式	電子データ